

# JA出資型農業法人の今日的到達点と JAの課題

—JA出資型農業法人の動向—

東京大学名誉教授  
谷口 信和

## I. 自然発生的ではないJA出資型農業法人

1. JAによる農業経営とJA出資型農業法人
2. 日本農業の構造変化と農業構造政策
  - (1)日本農業の変化
  - (2)農業構造政策の変化と農業法人の位置づけ

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

1. 設立動向
2. 事業分野と実績
3. JA出資型法人が抱える課題
4. JA直営型経営(補論)
5. JA出資型法人の発展方向

## III. JA出資型法人に対するJAの課題

1. 人・農地プランにおけるJA出資型法人の位置
2. JAグループにおけるJA出資型法人の位置づけ

# I. 自然発生的ではないJA出資型農業法人

## 1. JAによる農業経営とJA出資型農業法人

JA出資型農業法人の法的性格と略称

法的規定	正式名称	略称		JA出資比率と性格	
会社型法人	JA主導型会社法人	会社型	主導型(法人)	50%以上	主導型
	JA参画型会社法人		参画型(会社)		非主導型
農事組合法人	JA参画型農事組合法人	集落営農型	集落営農型(法人)	50%未満	(参画型)

- (注)1. JA出資型農業法人は農地に関する権利取得が可能な農地所有適格法人(2016年4月1日以降。それまでは農業生産法人)であり、単なる農業法人ではない。
2. 任意組合としての集落営農組織からの法人化は農事組合法人化を基本として行われているため、本報告書では会社型法人と農事組合法人の大区分を採用した上で、会社型法人として主導型(法人)と参画型(会社)を、農事組合法人として集落営農型(法人)の略称をもちいることにしたい。

JAによる農業経営: JA出資型農業生産**法人**(1993年～)

→JA出資型農業法人

JA直営型農業**経営**(2009年～)

現在では出資比率だと不正確になる状態への変化もみられる  
無議決権出資(とくにアグリビジネス投資育成株式会社)の発生  
出資比率≠議決権比率だが、その事例はまだ少ない

# 1. JAによる農業経営とJA出資型農業法人

JAによる農業経営の設立動向と到達点

年	設立数							現在数						
	JA出資型 法人合計	会社型法人			集落営農 型法人	JA直営型 経営	JAによる 農業経営	JA出資型 法人合計	会社型法人			集落営農 型法人	JA直営型 経営	JAによる農 業経営
		小計	主導型	参画型					小計	主導型	参画型			
1993	18	12	5	7	6		18	18	12	5	7	6		18
1994	2	2	1	1	0		2	20	14	6	8	6		20
1995	8	7	5	2	1		8	28	21	11	10	7		28
1996	13	11	7	3	2		13	41	32	18	13	9		41
1997	8	8	4	4	0		8	49	40	22	17	9		49
1998	9	7	4	3	2		9	58	47	26	20	11		58
1999	8	8	5	3	0		8	66	55	31	23	11		66
2000	14	13	9	4	1		14	80	68	40	27	12		80
2001	7	6	4	2	1		7	87	74	44	29	13		87
2002	7	6	2	4	1		7	94	80	46	33	14		94
2003	16	14	4	10	2		16	110	94	50	43	16		110
2004	21	16	7	9	5		21	131	110	57	52	21		131
2005	31	19	16	3	12		31	162	129	73	55	33		162
2006	56	25	21	4	31		56	218	154	94	59	64		218
2007	39	15	7	8	24		39	257	169	101	67	88		257
2008	28	12	7	5	16		28	285	181	108	72	104		285
2009	28	12	7	5	16		28	313	193	115	77	120		313
2010	38	16	13	3	22	19	57	351	209	128	80	142	19	370
2011	38	13	11	2	25	4	42	389	222	139	82	167	23	412
2012	41	12	9	3	29	5	46	430	234	148	85	196	28	458
2013	40	11	7	3	29	4	44	470	245	155	88	225	32	502
2014	51	18	16	2	33	4	55	521	263	171	90	258	36	557
2015	83	25	17	7	58	6	89	604	288	188	97	316	42	646
2016	63	21	16	3	42	4	67	667	309	204	100	358	46	713
2017	41	17	10	6	24	4	45	708	326	214	106	382	50	758
2018	18	12	8	4	6	6	24	726	338	222	110	388	56	782
2019	8	5	3	2	3	1	9	734	343	225	112	391	57	791
総計	735	343	225	112	392	58	793	735	343	225	112	392	58	793

2019年12月末現在 合計793経営(2020年センサス30,707法人の2.58%)

793経営 = 会社型法人343 + 直営型経営58 + 集落営農型392

$401 / 30,707 = 1.31\%$

経営面積判明461出資型法人の面積合計29,311ha ~ 京都府の農地面積29,900ha

## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

### (1) 日本農業の変化

#### ① 旧基本法 = 選択的拡大 と 構造改善

農産物過剰の認識

自立経営と協業組織・協業経営

協業経営 = 農業生産法人の枠組みで → 農事組合法人に期待

#### ② 日本農業が直面する基本問題 = 過剰と不足の併存構造

- ・ 食用米の恒常的過剰 ~ 飼料穀物(作物)の恒常的不足
- ・ 耕作放棄地の大量存在 = 農地の「過剰」と  
土地利用型農業における農地の不足
- ・ 膨大な食品ロスが存在 = 農産物の過剰と食料自給率の異常な低位性  
(国産農産物の不足)

## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

### (1) 日本農業の変化 ③ 農業産出額の構成変化

農業産出額の部門別構成割合(%)の推移

年	耕種						畜産					
	計	米・麦・豆	野菜	果樹	花卉	工芸作物	計	肉用牛	乳用牛	豚	鶏卵	鶏肉
1960	80.5	55.4	9.1	6.0	0.5	4.3	18.2	2.0	3.3	2.9	5.6	0.7
1970	73.3	40.1	15.9	8.5	0.9	4.4	25.9	2.1	6.1	5.4	6.6	2.3
1980	67.9	32.5	18.6	6.7	1.7	4.8	31.4	3.6	7.9	8.1	5.6	3.9
1990	72.2	30.1	22.5	9.1	3.3	3.7	27.2	5.2	7.9	5.5	4.2	3.3
1995	75.1	32.0	22.9	8.7	4.2	3.7	24.1	4.3	7.6	4.8	3.9	2.8
2000	72.3	27.9	23.2	8.9	4.9	3.7	26.9	5.0	8.4	5.1	4.7	3.0
2005	69.8	25.6	23.9	8.5	4.7	3.6	29.4	5.6	9.2	5.9	5.1	3.0
2010	67.9	20.5	27.7	9.2	4.3	2.6	31.4	5.7	9.5	6.5	5.4	3.7
2015	63.9	18.3	27.2	8.9	4.0	2.1	35.4	7.8	9.5	7.1	6.2	4.1
2020	63.3	19.8	25.2	9.8	3.4	1.7	36.2	8.3	10.3			

(注) 灰色の網掛けは序列第1位、黄色の網掛けは第2位の箇所を示す。

(出所)「生産農業所得統計」による。

2000～2005年頃: 第1位が米・麦・大豆から畜産にシフト→耕種部門は全体でも63.3%に低下

2010年～野菜(園芸)が畜産に次いで第2位に躍進

→畜産+野菜で61.4%へ

最新の局面の課題=米生産の食用米からの脱却

→飼料用米+WCS用稲へのシフト

粒食から粉食へのシフト(米と麦)

国内畜産への対応という新たな課題

野菜の「サラダ化」=青果の意味再検討

## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

### (1) 日本農業の変化

#### ④ 作付構成の変化

年	田畑計		稲		麦		豆類		野菜		果樹	工芸作物		飼肥料作物		田畑計・耕地利用率%	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	畑	田	畑	田	畑	田	畑
1960	812.9		330.8		152.0		64.2		81.2		27.4	44.9		53.6		132.6	
1970	631.1		292.3		48.3		33.8		83.8		41.6	25.7		73.6		108.9	
	336.3	294.8	283.5	8.8	19.9	28.4	2.7	31.1	12.1	71.7		3.2	22.4	14.9	58.7	98.5	123.8
1980	570.6		237.7		32.0		26.1		76.2		40.8	26.2		103.4		104.5	
	306.7	263.9	235.0	2.7	20.9	11.0	9.8	16.3	15.5	60.7		3.1	22.4	18.9	84.5	100.4	123.8
1990	534.9		207.4		36.9		25.7		73.6		34.6	23.1		109.6		102.0	
	286.9	248.0	205.5	1.9	24.2	12.6	12.8	12.9	17.7	55.9		2.0	21.1	19.8	89.8	100.8	103.5
1995	492.0		211.8		25.7		15.6		66.9		31.5	20.5		101.3		97.7	
	263.9	228.0	210.6	1.2	12.8	12.9	5.3	10.3	15.9	51.0		1.4	19.0	13.8	87.5	96.1	99.4
2000	456.3		177.0		29.7		19.2		62.0		28.6	19.1		102.6		94.5	
	245.0	211.3	176.3	0.7	16.3	13.4	10.9	8.3	16.1	45.8		1.1	18.0	18.2	84.4	92.8	96.5
2005	438.4		170.6		26.9		19.4		56.3		26.5	17.8		103.0		93.4	
	237.9	200.5	170.1	0.5	16.7	10.1	12.1	7.3	15.0	41.3		1.0	16.8	16.9	86.2	93.1	93.9
2010	423.3		162.8		26.6		18.9		54.8		24.7	16.7		101.2		92.2	
	230.3	193.0	162.5	0.3	16.7	9.9	12.6	6.3	14.6	40.2		0.9	15.8	16.5	84.7	92.3	92.0
2015	412.7		150.6		27.5		18.8		52.6		23.0	15.1		107.2		91.8	
	226.3	186.4	150.4	0.1	17.1	10.3	12.3	6.5	14.1	38.6		0.6	14.5	25.2	82.0	92.5	90.9
2020	399.1		146.3		27.6		18.2									91.3	
	220.9	178.2	146.2	0.1	17.6	10.0	11.8	6.4								92.9	89.4

(注) 1. 2016年までは野菜～飼肥料作物の田畑別延べ作付面積の統計が公表されていたが、それ以降はないため、2015～20年の間を二重線として区別した。

2. 網掛けは個別作物の作付面積のうちの田または畑の多い方に付けた。耕地利用率100%を切る前後を太字にした。

(出所)「耕地及び作付面積統計」による。

- ・1990～95年が転換点＝耕地利用率が田畑とも100%を割る→日本農業の特徴＝二毛作体系崩壊  
従来 田<畑 だった→2010年～田>畑 露地野菜の二毛作→ 施設園芸化  
水田輪作体系の充実→麦・大豆二毛作などでの奮闘
- ・稲の作付面積の半減(283.5→146.3万haへ)=水田での麦・大豆作や畜産的土地利用の意義増大  
麦の1980年以降 田>畑 のように;豆類2000年～
- ・露地野菜の面積縮小(施設園芸化)→畑の減少と田の一定水準維持  
⇒田における米+麦・大豆二毛作体系+畜産的土地利用の意義増大  
⇒耕畜連携が「地域農業の新たな担い手の課題」へ

## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

### (1) 日本農業の変化

#### ⑤ 耕作放棄地の推移

○耕作放棄地の飛躍的増大にもかかわらず、センサスによる耕作放棄地把握の断念

⇒ 荒廃農地統計へのシフト

○「再生可能農地+再生困難農地」の区分は合理的か

○食料安全保障の議論の「復活」

⇒ だが耕作放棄地・荒廃農地問題には触れず

⇒ 人・農地プラン

: 地域計画 = 農業利用 + 保全管理  
放牧・林地化

森林の管理が困難なところに、林地化でどういうことが起きるか

耕作放棄地の全面復旧くらいの覚悟で臨まないと、食料安全保障を語ることはできないのではないか

耕作放棄地面積率の推移

年	耕地+耕作放棄地	耕作放棄地	耕作放棄地面積率
	万ha	万ha	%
1975	508.4	13.2	2.6
1980	500.4	12.3	2.5
1985	489.4	13.5	2.8
1990	478.4	21.6	4.5
1995	457.1	24.9	5.4
2000	448.4	34.5	7.7
2005	427.2	39.1	9.2
2010	421.8	39.6	9.4
2015	404.5	42.3	10.9

(注) 農業経営体・自給的農家・土地持ち非農家の合計に関する数字から筆者が作成した。2010～15年は農業経営体に関する耕作放棄地のデータがないため、耕作放棄地はやや少なめに把握されている。

(出所) 各年農業センサスによる。



## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

### (2) 農業構造政策の変化と農業法人の位置づけ

#### ① 農業生産法人(農地所有可)の動向

- ・全時期を通じて中心は会社型法人  
1990年頃 60%前後 以降は70%前後  
制度設計上は農事組合法人が中心と想定
- ・1970年頃までは果樹が優位  
＝税対策での1戸1法人が中心(家族家営)
- ・1970～2005年に畜産の優位に移行  
＝中小家畜を中心としたインテグレーション
- ・2005年以降は米麦作にシフト  
＝品目横断対応の集落営農化・法人化  
＝農事組合法人の急増  
⇒2018年以降伸びの鈍化  
＝水田生産調整の転換の影響
- ・野菜・工芸作物・花卉花木の2020年の減少が  
気になるところ

年	総数	企業形態		主要業種							
		会社	農事組 合法人	米麦作	果樹	そ菜	工芸作 物	花卉・ 花木	畜産	その他	
実数	1965	1,294	726	568	242	548				299	205
	1970	2,740	1,596	1,144	806	871				749	314
	1975	2,879	2,023	856	788	845	71			852	323
	1980	3,179	2,022	1,157	743	700	103			1,103	530
	1985	3,168	1,844	1,324	553	516	157			1,262	680
	1990	3,816	2,190	1,626	558	592	216			1,564	886
	1995	4,150	2,815	1,335	803	523	293			1,510	1,021
	2000	5,889	4,393	1,496	1,275	606	567	307	560	1,803	771
	2005	7,904	6,122	1,782	1,953	683	988	219	787	2,216	1,058
	2010	11,829	8,773	3,056	4,053	865	1,838	460	828	2,477	1,308
	2015	15,106	10,995	4,111	6,021	1,124	2,914	528	817	2,656	1,046
	2016	16,207	11,652	4,555	6,691	1,172	3,081	548	841	2,766	1,108
	2017	17,140	12,179	4,961	7,285	1,187	3,250	542	835	2,903	1,138
	2018	18,236	12,987	5,249	7,841	1,251	3,452	564	868	3,083	1,177
2019	19,213	13,724	5,489	8,314	1,312	<b>3,635</b>	<b>595</b>	<b>879</b>	3,264	1,214	
2020	<b>19,550</b>	<b>13,979</b>	<b>5,571</b>	<b>8,669</b>	<b>1,321</b>	3,624	585	857	<b>3,267</b>	<b>1,227</b>	
割合%	1965	100	56.1	43.9	18.7	42.3				23.1	15.8
	1970	100	58.2	41.8	29.4	31.8				27.3	11.5
	1975	100	70.3	29.7	27.4	29.4	2.5			29.6	11.2
	1980	100	63.6	36.4	23.4	22.0	3.2			34.7	16.7
	1985	100	58.2	41.8	17.5	16.3	5.0			39.8	21.5
	1990	100	57.4	42.6	14.6	15.5	5.7			41.0	23.2
	1995	100	67.8	32.2	19.3	12.6	7.1			36.4	24.6
	2000	100	74.6	25.4	21.7	10.3	9.6	5.2	9.5	30.6	13.1
	2005	100	77.5	22.5	24.7	8.6	12.5	2.8	10.0	28.0	13.4
	2010	100	74.2	25.8	34.3	7.3	15.5	3.9	7.0	20.9	11.1
	2015	100	72.8	27.2	39.9	7.4	19.3	3.5	5.4	17.6	6.9
	2016	100	71.9	28.1	41.3	7.2	19.0	3.4	5.2	17.1	6.8
	2017	100	71.1	28.9	42.5	6.9	19.0	3.2	4.9	16.9	6.6
	2018	100	71.2	28.8	43.0	6.9	18.9	3.1	4.8	16.9	6.5
2019	100	71.4	28.6	43.3	6.8	18.9	3.1	4.6	17.0	6.3	
2020	100	71.5	28.5	44.3	6.8	18.5	3.0	4.4	16.7	6.3	

(注)1. 主要業種の網掛けは各年の最大のシェアを有する業種に付けた。

2. 太字は2020年までで法人数が最も多い年を示す。

(出所)「ポケット農林水産統計」各年度版により、割合は筆者算出。

## 2. 日本農業の構造変化と農業構造政策

## ②農政における農業生産法人(農業法人)の位置づけの変化

企業形態と農業への参入企業・範囲からみた構造政策の推移

年	構造政策関連法・文書	農地流動化政策の特徴と変化	企業形態の法認(農業生産法人の企業形態)				農業への参入企業・範囲					
			家族経営からの発展型		農協の農業参入		市町村農業公社		一般企業の農業参入			
			非法人家族経営	協同組合型法人経営	農協の直営	農業生産法人への出資	市町村	農業生産法人への出資	農地賃貸借	農地所有		
		会社型法人経営										
		中堅自作農 <sup>1</sup>	自立経営 <sup>2</sup>	協業の助長 <sup>3</sup>	農業生産法人	農業生産法人	農地信託					
				農事組合法人 <sup>5</sup>	合名・合資・有限	(株式会社) <sup>6</sup>						
1952	農地法	自作農主義(売買中心、上・下限面積)	中堅自作農 <sup>1</sup>				信託事業					
1961	農業基本法	自作農主義の枠内	自立経営 <sup>2</sup>	協業の助長 <sup>3</sup>								
1962	農地法・農業協同組合法改正	自作農主義の枠内 上限面積制限緩和 <sup>4</sup>		農業生産法人	農業生産法人	(株式会社) <sup>6</sup>	農地信託					
1967	構造政策の基本方針	賃貸借重視への政策転換提案										
1970	農地法改正	賃貸借規制の大幅緩和 借地農主義へ(上限面積規制撤廃) 耕作者主義徹底(生産法人要件緩和) 農地保有合理化事業(都道府県公社)	中核的担い手 <sup>7</sup> 中核農家 <sup>7</sup>				農業経営受託					
1975	農用地利用増進事業創設(農振法改正)	農地法のバイパスとしての利用権設定 農振法農用地区域のみでの適用										
1980	農用地利用増進法	利用権・所有権・作業受委託の流動化包括・市街化区域外での実施										
1989	農用地利用増進法改正	規模拡大計画認定農業者への流動化					受託農作業斡旋 <sup>8</sup>					
1992	新政策 農地法施行令改正	効率的・安定的な経営体 市町村農業公社の合理化法人容認	個別経営体	組織経営体	組織経営体	生産法人化検討 <sup>9</sup>			公社の合理化事業 <sup>10</sup>			
1993	経営基盤強化促進法 農地法・農協法改正	認定農業者制度 生産法人の関連事業・構成員拡大	認定農業者	特定農業法人	認定農業者		研修目的の農業経営	農協等の生産法人出資可 <sup>10</sup>	研修目的の農業経営 <sup>10</sup>	個人の関連事業者		
1998	農政改革大綱	生産法人制度改革・集落営農評価				KK導入提案			市町村出資提案	非農業組織		
1999	食料・農業・農村基本法	基本計画に基づく農業構造の展望	家族農業経営	生産組織・法人	法人							
2000	農地法改正(生産法人制度転換)	株式会社容認・市町村と非農業組織の出資容認・農業の事業範囲拡大				制限付きKK <sup>11</sup>			農業生産法人への市町村の出資可 <sup>12</sup>	法人の関連事業者		
2002	構造改革特別区域法	特区でのリースによる特定法人貸付										特定法人(特区) <sup>13</sup>
2003	基盤強化法改正	認定生産法人への出資制限緩和		特定農業団体								出資制限1/2未満
2005	同上(特定法人全国化)	市町村内指定区域での特定法人貸付										特定法人(全国) <sup>13</sup>
2009	農地法・基盤強化法・農協法改正	農商工連携事業者への出資制限緩和 農地利用集積円滑化事業(JA・市町村)		農事組合法人	持分会社	非公開株式会社	農協等の賃貸借直営が可能に <sup>15</sup>			農商工連携事業者の出資1/2未満		区域制限なしの一般法人参入可 <sup>15</sup>
2013	国家戦略特別区域法 農地中間管理事業法	一般企業の農地所有容認と生産法人の農作業従事者1人以上へ緩和 管理機構を通じた農地流動化一元化		特定農業法人の範囲拡大 <sup>14</sup>								戦略特区(養父市) <sup>16</sup>
2015	農地法改正(2016年施行)	生産法人から農地所有適格法人へ(農作業従事者1人以上、非農業者議決権1/2未満)	農地所有適格法人 <sup>17</sup>	農地所有適格法人 <sup>17</sup>	農地所有適格法人 <sup>17</sup>	農地所有適格法人 <sup>17</sup>		農地所有適格法人 <sup>17</sup>				

- (注) 1. 都府県では0.3~3(4)ha、北海道2~12haが農地法の容認する農業経営面積であり、中堅自作農はこの枠内と判断される。  
 2. 自立経営農家は農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを可能とする所得が確保できる家族農業経営(基本法第15条)。  
 3. 農基法は第17条で農業従事者が農地についての権利又は労力を提供しあって、協同して農業が営むことができよう、基本法農業経営から協同組合型の法人経営への発展方向を示唆していた。また、第18条では農協による農地信託事業に関する施策を講ずることを規定していた。  
 4. 主として家族労力による場合には上限面積(都府県平均3ha、北海道12ha)を超える経営が認められることになった。  
 5. 農事組合法人は農業協同組合法改正で認められた農民が組織する農業経営とされ、要件を満たせば農業生産法人の一形態になりうるとの二重の規定の下に置かれている。  
 6. 1960年5月6日に国会に提出された農地法改正案(第1次案)では後に農業生産法人と名称変更される適格法人には株式会社が含まれていた。  
 7. 1970年の「総合農政の推進について」(閣議了解)では中核的担い手が、73年度農業白書では中核農家が政策対象として登場。  
 8. 新しい食料・農業・農村政策の方向において、すでに農業生産法人の一つとしての株式会社という選択肢が示されており、これが2000年の農地法改正で実現することになる。  
 9. 農協の信託事業がほとんど進まない状況の下で、農協の農地保有合理化推進事業(賃貸・転賃=受託農作業斡旋に限定)推進に農水省がゴーサインを出した。  
 10. 市町村と農協に加えて、市町村農業公社が農地保有合理化事業の実施主体に法認された。1993年には合理化法人の事業として「新規就農者研修」が認められたが、農水省の照準は市町村農業公社に定められていた。  
 11. 非上場の譲渡制限付き株式会社として農業生産法人として認可されることになった。  
 12. 農業経営が実施できない市町村農業公社に代わって、市町村が農業生産法人に出資することによって担い手における一つの地位を確保することを可能にしたが、そうした方向を採用した事例は多くはなかった。  
 13. 2003年の構造改革特区での一般企業のリース方式での農業参入は2005年の農業経営基盤強化促進法改正で全国展開されることになった。  
 14. 特定農業法人が農業生産法人以外の農業を営む法人でも可となった。農業生産法人以外の法人の農業参入に枠を広げた。  
 15. 一般法人のリース方式での農業参入容認は特定農地貸付によらずとも、地域制限なしで法認されたが、同時に農協本体の農業経営(直営)も容認されることになった。  
 16. 国家戦略特区の枠組みで一般企業の農業参入が農地所有まで容認され、やがてこれが全国一般化する可能性が高い。  
 17. 農地所有適格法人では役員または使用人の1人以上が農作業に従事すればよいとされ、役員要件の大幅緩和が行われた。

(出所) 谷口信和「20世紀社会主義農業の教訓」農山漁村文化協会、1999年; 関谷俊作『日本の農地制度 新版』(財)農政調査会、2002年; 島本富夫「構造・担い手対策と農地政策の変遷」『土地と農業』No.40(2010年)、農水省の農地関係資料により筆者作成。

### 1) 基本法～1989年まで

- ・単に農地流動化による規模拡大がめざされ、特定の担い手育成方針はなかった
- ・1989年農用地利用増進法⇒ 特定の経営を育成する選別的な政策へ  
家族経営の発展コースとしての自立経営  
農業生産法人制度＝法人化促進でなく、現状追認に止まる  
農外からの一般企業参入に農政は関与せず  
森林の開墾を通じた草地化による酪農経営の中山間地域立地  
工業的な畜産法人の自制的な展開

### 2) 新しい食料・農業・農村政策の方向

＝1993年基盤強化法制定・農地法・協同組合法改正

- ・農業発展コース＝ 家族経営⇒個別経営体 ⇒1戸1法人化の進展  
家族農業経営の協業組織⇒組織経営体⇒会社法人化の進展
- ・農外からの農業参入を「非農業者である法人」の農業生産法人への参入で容認  
出資比率の制限なし＝農協・農協連合会  
出資比率制限付き＝法人に関係する個人事業者(単独1/10、合計1/4未満)  
農協出資型農業生産法人の誕生: 第1号 滋賀県グリーンちゅうず  
地域農業における第3の担い手＝家族経営+集落営農(法人経営)+出資型
- ・新規就農研修事業実施主体＝農地保有合理化法人の保有農地利用  
市町村農業公社+町村+農協  
農水省は公社を支援したが…。後者は作業受託に純化、経営はできず  
JA出資型法人の「農業経営体」としての独自の意義(農水省は静観)  
昭和一桁世代のリタイアの10年遅れ＝2000年以降に本格化  
公社よりも出資型法人への期待が高まる
- ・株式会社の導入是非の本格的な議論⇒2000年農地法改正で生産法人制度の枠内に

### 3)食料・農業・農村基本法(WTO対応)以降

新基本法の特徴＝新政策から継承した農業構造の展望⇒担い手の法定化  
食料自給率引き上げ目標の設定＝独自の地平

#### ・2000年農地法改正

○譲渡制限付き株式会社を農業生産法人の一形態として認知(現状追認的)

○農業生産法人の構成員に市町村と非農業組織の法人を追加(大きな変更)

(出資制限付き:単独1/10、合計1/4)⇒2009年(単独1/4、合計1/2)

出資型法人に市町村が加わる

#### ・2002年「構造改革特別区域法」

○「特区」に限定された一般法人＝特定法人のリースによる農業参入容認

2005年基盤強化法改正で「全国展開」容認

○2002年農業白書「出資法人は地域農業の有力な構成部分」との評価

#### ・2009年農地法改正

○地域制限なしの一般法人のリース方式による農業参入容認

⇒農協直営型経営の法認

#### ・2013年「国家戦略特別区域法」による「戦略特区」での一般法人の農地所有解禁

#### ・2015年農地法改正⇒ 農地所有適格法人制度

○非農業者の議決権1/2未満へ、農作業・農業従事要件の緩和

3)食料・農業・農村基本法(WTO対応)以降

・2020年基本計画

多様な経営体をめぐる  
せめぎ合い

中小規模の経営体  
半農半X

への対応をどうするか

望ましい農業構造の姿 令和12年(2030年)

効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る経営)になっている経営体及びそれを目指している経営体の両者を併せて、「担い手」とする。

ここで、効率的かつ安定的な農業経営を目指している経営体とは、

- (1) 「認定農業者」
- (2) 将来認定農業者となると見込まれる「認定新規就農者」
- (3) 将来法人化して認定農業者となることも見込まれる「集落営農」

をいう。

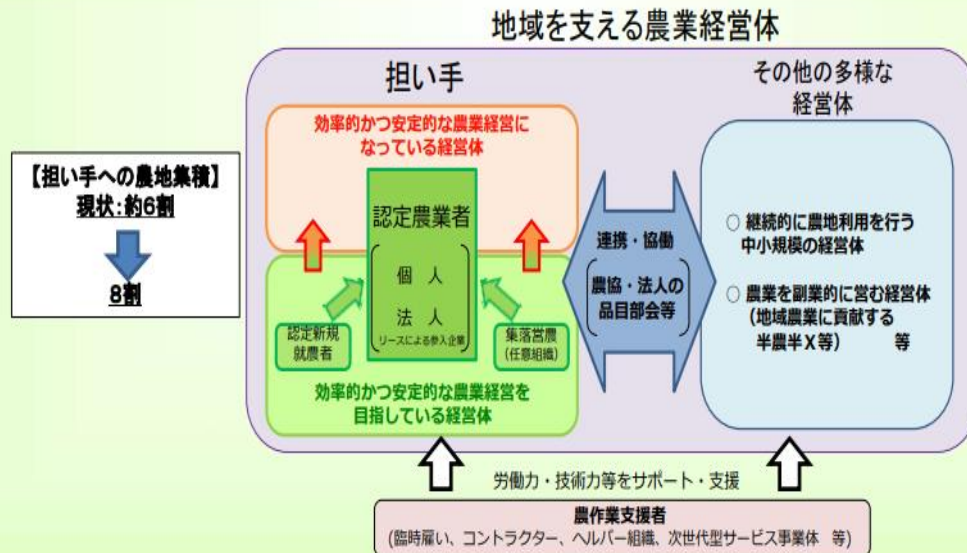
これらの経営体については、家族・法人の別など経営形態にかかわらず、経営所得安定対策、融資等の施策により、効率的かつ安定的な農業経営となることを支援していく。

その上で、農地バンクの発足(平成26年(2014年))以降、担い手への農地の集積率が約6割まで上昇している中、基本法第21条を踏まえ、全農地面積の8割が担い手によって利用される農業構造の確立を目指す。

その際、

- (1) 中山間地域等の地理的条件や、生産品目の特性など地域の実情に応じて進めていくとともに、
- (2) 担い手に利用されていない農地を利用している中小規模の経営体等についても、担い手とともに地域を支えている実態を踏まえて、営農の継続が図られるよう配慮していく。

また、担い手やその他の経営体を支える農作業支援者の役割にも留意する必要がある。



## 4)統計における法人の取り扱い

2020年農業センサスにおける農業経営体の区分の変更

2005～2015センサス		2020センサス	
家族経営体	非法人家族経営体	個人経営体	個人経営体
	一戸一法人	法人経営体	団体経営体
組織経営体	法人組織経営体		
	地方公共団体・財産区	非法人の団体経営体	
	非法人の組織経営体		

農業経営統計調査における調査対象の変遷

統計年	統計調査名称	調査対象経営	対象経営の内容	事業分野	
1994～	農業経営統計調査一本化	販売農家	世帯による農業経営(個別法人経営を含む)	耕種・畜産全分野	
1996～	農業組織経営体調査	経営統計	農家以外の農業事業体	組織経営体(法人+任意)	稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物部門
			農業サービス事業体	法人経営体 任意経営体(任意組織)	
		生産費統計	農家以外の農業事業体	協業経営体	水稻
			農業サービス事業体	水稻作全作業受託組織 水稻作部分作業受託組織	水稻・小麦・大豆 水稻
2004～	経営形態別経営統計	個別経営	世帯による農業経営(個別法人経営を含む)	耕種・畜産全分野	
	営農類型別経営統計	組織法人経営	組織法人(農事組合法人・会社組織) 任意組織	耕種・畜産全分野	
2008～	営農類型別経営統計	組織法人経営	集落営農組織の区分導入(組織法人・任意組織)	水田作のみ	
2012～	営農類型別経営統計	組織法人経営	任意組織は水田作の集落営農型のみとした	水田作のみ	
2017～	営農類型別経営統計	組織法人経営	任意組織経営体の統計廃止		
2019～	営農類型別経営統計	全農業経営体	個人経営体(1戸1法人は法人経営体を含める) 法人経営体(集落営農を含む)	個別経営体は個人経営体に 組織経営体は法人経営体に	

## ・農業経営構造統計と農業センサス

難解な言葉使い＝個別が「個人」と「個々の」の意味の両義的に使用されている  
単純な区分となったが、1戸1法人の世帯員の把握が行われなくなったことから労働力の状況が不明確になった

- 全般的に法人経営の状況が正確に把握されているとはいえない問題  
法人経営の意義が鮮明にされていない

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 1. 設立動向

#### ① 設立数の推移

会社型：2000年以降安定的に設立されている+2005年以降は主導型中心に  
 集落営農型：品目横断対策の影響を受けて、2005年頃から急増  
 法人化要件の影響で2013年以降はさらに

JAによる農業経営の設立動向と到達点

年	設立数							現在数						
	JA出資型 法人合計	会社型法人			集落営農 型法人	JA直営型 経営	JAによる 農業経営	JA出資型 法人合計	会社型法人			集落営農 型法人	JA直営型 経営	JAによる農 業経営
		小計	主導型	参画型					小計	主導型	参画型			
1993	18	12	5	7	6		18	18	12	5	7	6		18
1994	2	2	1	1	0		2	20	14	6	8	6		20
1995	8	7	5	2	1		8	28	21	11	10	7		28
1996	13	11	7	3	2		13	41	32	18	13	9		41
1997	8	8	4	4	0		8	49	40	22	17	9		49
1998	9	7	4	3	2		9	58	47	26	20	11		58
1999	8	8	5	3	0		8	66	55	31	23	11		66
2000	14	13	9	4	1		14	80	68	40	27	12		80
2001	7	6	4	2	1		7	87	74	44	29	13		87
2002	7	6	2	4	1		7	94	80	46	33	14		94
2003	16	14	4	10	2		16	110	94	50	43	16		110
2004	21	16	7	9	5		21	131	110	57	52	21		131
2005	31	19	16	3	12		31	162	129	73	55	33		162
2006	56	25	21	4	31		56	218	154	94	59	64		218
2007	39	15	7	8	24		39	257	169	101	67	88		257
2008	28	12	7	5	16		28	285	181	108	72	104		285
2009	28	12	7	5	16		28	313	193	115	77	120		313
2010	38	16	13	3	22	19	57	351	209	128	80	142	19	370
2011	38	13	11	2	25	4	42	389	222	139	82	167	23	412
2012	41	12	9	3	29	5	46	430	234	148	85	196	28	458
2013	40	11	7	3	29	4	44	470	245	155	88	225	32	502
2014	51	18	16	2	33	4	55	521	263	171	90	258	36	557
2015	83	25	17	7	58	6	89	604	288	188	97	316	42	646
2016	63	21	16	3	42	4	67	667	309	204	100	358	46	713
2017	41	17	10	6	24	4	45	708	326	214	106	382	50	758
2018	18	12	8	4	6	6	24	726	338	222	110	388	56	782
2019	8	5	3	2	3	1	9	734	343	225	112	391	57	791
総計	735	343	225	112	392	58	793	735	343	225	112	392	58	793

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 1. 設立動向

#### ②JAとJAによる農業経営数の関連

関連JA数は266／584(2020.4)＝45.5%(重複を除く)

かなり取り組まれているが、54.5%は取り組んではない！

JAによる農業経営の難問＝担い手が確保されているJAはこうした対応を必要とせず  
これに積極的に取り組んでいるJAをどうみるか

日本農業における担い手の状況を考えるとどこでも取り組む意義がある  
地域差や農業部門の差よりも、JAの主体的な取り組みの差が最も大きい

JAによる農業経営を設立しているJA数（全体）

JAによる 農業経営	会社型法人		農事組合法人	計	直営型 経営	合計
	主導型	参画型	集落営農型			
経営数	225	112	392	729	58	787
関連JA数	186	75	53	233	58	266
重複JA数	28		－	－	－	－
	29			25		－

(注) JA出資型法人735のうち、JA出資割合が不明なため類型区分ができない6法人を除いた729法人と直営型経営58について関連JA数を算出した。



## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 1. 設立動向

#### ②JAとJAによる農業経営数の関連

複数の出資型法人を設立する事例：JA浜中町4法人(酪農研修牧場2+若牛販売+F1肥育)  
：主導型2+参画型2、参画型でも強いイニシアチブ発揮

主導型法人数別JA数（出資割合50%以上）			
1JA当たり 法人数	JA数	法人数	該当JA数
5	1	5	めぐみの
4	1	4	高知県
3	8	24	ふくしま未来、夢みなみ、ながの、あいち尾東、しまね、山口県、鹿児島きもつき、おきなわ
2	16	32	中春町、 <b>浜中町</b> 、ひだか東、びらとり、庄内たがわ、会津よつば、福島さくら、水郷つくば、佐野、松本ハイランド、みなみ信州、伊勢、東びわこ、馬路村、長崎西彼、菊池
1	160	160	略
計	186	225	-

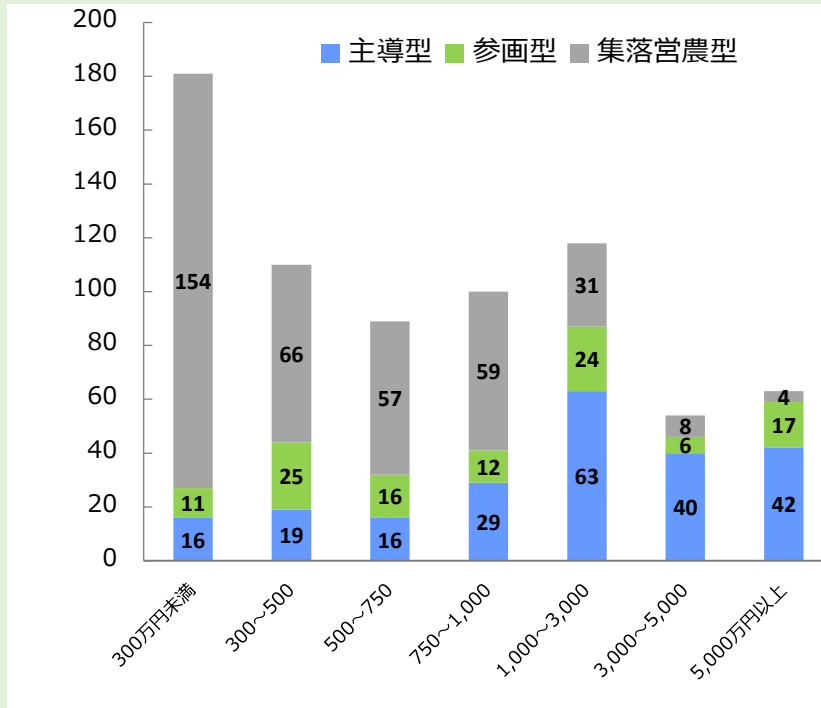
#### 集落営農型は多数の法人に出資する積極的なJAの存在

集落営農型法人数別JA数（出資割合50%未満）			
1JA当たり 法人数	JA数	法人数	該当JA数
50以上	1	110	<b>グリーン近江（110）</b>
40～49	0	0	-
30～39	1	39	しまね（39）
20～29	1	29	上伊那（29）
10～19	8	122	秋田しんせい（19）、三次（19）、山口県（18）、勝英（16）、仙台（15）、柏崎（15）、かみましき（10）、北さつま（10）
5～9	5	36	都城（9）、いわて中央（8）、山形おきたま（7）、おちいまばり（7）、こばやし（5）
2～4	11	30	本渡五和（4）、さがえ西村山（3）、えひめ中央（3）、松山市（3）、阿蘇（3）、あまくさ（3）、西都（3）、庄内みどり（2）、ながの（2）、熊本うき（2）、熊本市（2）
1	26	26	略
計	53	392	-

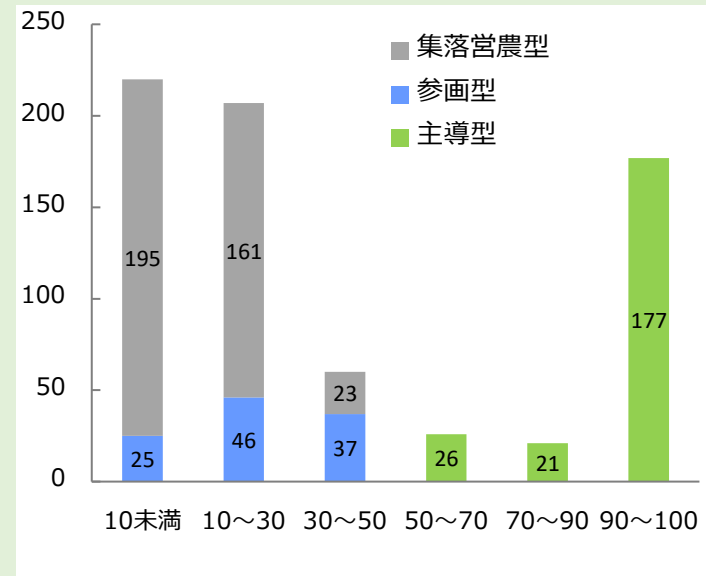
（注）括弧内はJAごとの法人設立数。

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 1. 設立動向 ③出資額とJAの出資割合



出資総額別法人数(全体)



出資割合別法人数(全体)

・会社型法人と集落営農型法人が対称的な分布

・出資総額5,000万円以上:酪農8法人、肉用牛6法人、豚2法人、畜産・酪農の法人が目立つ

・耕種部門の法人においても出資総額が大きい場合が多数

・ほぼ一貫して著しく二極化した分布

・主導型:JA出資割合90%以上に79.0%が集中

・集落営農型:JAの出資割合が30%未満94.0%  
(10%未満だけでも51.5%)

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ①事業分野

##### ○中心は水田作

:経営が中心で作業受託のみは少ない  
(農地の出し手の状況変化)

:転作にかなりの割合で対応している  
野菜などにも転作と周年就業の視点  
で取り組む経営が多い

○施設野菜・果樹・花卉から畜産にも広がっ  
ている  
少ないが有力な茶園経営もあり

地域農業の危機深化に対応して事業  
分野の拡大(新規就農研修は後述)

#### 会社型法人の事業分野 (主導型+参画型)

事業内容	法人数	割合%
水稲作業受託	159	60.0
水稲作 (食用米)	141	53.2
水田転作経営 (麦・大豆・飼料用米等)	120	45.3
露地野菜	96	36.2
普通畑作	91	34.3
施設野菜	77	29.1
水田転作作業受託	71	26.8
普通畑作作業受託	41	15.5
果樹作	32	12.1
農産物加工	29	10.9
花き	19	7.2
肉用牛	16	6.0
酪農	15	5.7
農産物直売所運営	10	3.8
交流・観光施設運営	10	3.8
豚 (繁殖・肥育)	9	3.4
茶園	6	2.3
畜産物加工	4	1.5
ブロイラー	1	0.4
採卵鶏	0	0.0
回答法人数	265	100

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ②経営面積

総経営面積規模別法人数										
総経営面積 (ha)	法人数					割合 (%)				
	主導型	参画型	小計	集落営農型	合計	主導型	参画型	小計	集落営農型	合計
100ha以上	19	17	36	23	59	11.4	27.9	15.8	7.5	11.1
70~100	12	3	15	22	37	7.2	4.9	6.6	7.2	6.9
50~70	19	4	23	25	48	11.4	6.6	10.1	8.2	9.0
30~50	26	6	32	61	93	15.6	9.8	14.0	20.0	17.4
10~30	41	16	57	136	193	24.6	26.2	25.0	44.6	36.2
5~10	15	6	21	24	45	9.0	9.8	9.2	7.9	8.4
1~5	26	7	33	12	45	15.6	11.5	14.5	3.9	8.4
1ha未満	9	2	11	2	13	5.4	3.3	4.8	0.7	2.4
計	167	61	228	305	533	100	100	100	100	100

100ha以上59法人(会社型36法人)は2020センサスの1933経営の3.05%(1.86%)  
会社型は50ha以上に32.5%(参画型の方が大規模)  
集落営農型も一般の集落営農法人よりも大規模

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ②経営面積

水田：平均47.9ha～65.2ha

モードは10～30ha

参画型がやや大規模

10ha未満は野菜・果樹

肉用牛など

飼料作の大規模経営

中心は北海道

樹園地100ha以上3経営

(うち茶園2)

施設園芸中心は少ない

周年就業確保の要請

大規模法人が多いが、設

立後の年数が短い法人で

小規模の法人も多い

地目別経営面積規模別の法人数(主導型)

経営面積 (ha)	水田		畑		普通作物		飼料作物用地		樹園地		経営 面積	施設園芸	
	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%		法人数	割合%
100ha以上	10	8.5	7	7.6	1	1.3	6	46.2	3	10.7			
70～100	8	6.8	1	1.1	1	1.3	0	0.0	1	3.6			
50～70	12	10.2	4	4.3	1	1.3	2	15.4	0	0.0			
30～50	27	22.9	3	3.3	4	5.3	0	0.0	1	3.6			
10～30	36	30.5	13	14.1	11	14.7	2	15.4	3	10.7	5ha以上	2	3.8
5～10	10	8.5	11	12.0	10	13.3	0	0.0	1	3.6	2～5	2	3.3
1～5	15	12.7	33	35.9	28	37.3	3	23.1	11	39.3	1～2	5	8.2
1ha未満	0	0.0	20	21.7	19	25.3	0	0.0	8	28.6	1ha未満	52	85.2
計	118	100	92	100	75	100	13	100	28	100	計	61	100
合計面積ha	5,648.3		4,043.0		823.2		3,181.5		657.8			48.0	
平均面積ha	47.9		43.9		11.0		244.7		23.5			0.79	

地目別経営面積規模別の法人数(参画型)

経営面積 (ha)	水田		畑		普通作物		飼料作物用地		樹園地		経営 面積	施設園芸	
	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%		法人数	割合%
100ha以上	9	20.0	7	25.0	2	11.1	5	71.4	0	0.0			
70～100	4	8.9	0	0.0	0	0.0	1	14.3	0	0.0			
50～70	4	8.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
30～50	4	8.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
10～30	15	33.3	6	21.4	6	33.3	0	0.0	0	0.0	5ha以上	0	0.0
5～10	4	8.9	3	10.7	1	5.6	0	0.0	2	28.6	2～5	2	13.3
1～5	4	8.9	9	32.1	7	38.9	1	14.3	2	28.6	1～2	2	13.3
1ha未満	1	2.2	3	10.7	2	11.1	0	0.0	3	42.9	1ha未満	11	73.3
計	45	100	28	100	18	100	7	100	7	100	計	15	100
合計面積ha	2,934.8		2,626.9		358.0		2,251.1		19.7			10.4	
平均面積ha	65.2		93.8		19.9		321.6		2.8			0.69	

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績 ②経営面積

作付 面積規模 (ha)	水稻(食用米)		飼料用米		WCS用稲		麦		大豆		飼料作物 (牧草地を含む)	
	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%
100ha以上	14	3.5	1	0.8	1	1.1	9	3.6	3	1.3	10	17.5
70~100	10	2.5	1	0.8	1	1.1	5	2.0	4	1.7	1	1.8
50~70	23	5.7	1	0.8	0	0.0	2	0.8	7	3.0	3	5.3
30~50	54	13.3	5	4.2	1	1.1	22	8.7	16	6.9	0	0.0
10~30	178	44.0	24	20.0	16	18.2	87	34.5	72	31.2	5	8.8
5~10	57	14.1	32	26.7	16	18.2	65	25.8	57	24.7	17	29.8
1~5ha	58	14.3	52	43.3	44	50.0	56	22.2	70	30.3	20	35.1
1ha未満	11	2.7	4	3.3	9	10.2	6	2.4	2	0.9	1	1.8
計	405	100	120	100	88	100	252	100	231	100	57	100

・**水稻(食用米)で100haを超える14法人**  
7法人集落営農型法人、3法人有限会社、4法人株式会社  
水稻(食用米)だけでなく、飼料用米、麦、大豆も作付

・**飼料用米120法人のうち、食用米より飼料用米を多く作付する法人は29**、さらに、食用米は作付せず、飼料用米だけを作付している法人も7法人

作付 面積規模 (ha)	露地野菜		果樹		茶	
	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%
50ha以上	5	2.4	0	0.0	3	42.9
30~50	2	1.0	0	0.0	1	14.3
10~30	18	8.8	3	8.3	0	0.0
5~10	22	10.7	4	11.1	0	0.0
2~5	39	19.0	6	16.7	0	0.0
1~2	47	22.9	8	22.2	1	14.3
1ha未満	72	35.1	15	41.7	0	0.0
計	205	100	36	100	5	100

作付 面積規模 (ha)	施設野菜		花き・露地		花き・施設	
	法人数	割合%	法人数	割合%	法人数	割合%
5ha以上	0	0.0	0	0.0	1	3.8
2~5	5	4.5	0	0.0	0	0.0
1~2	5	4.5	0	0.0	2	7.7
1ha未満	101	91.0	14	100.0	23	88.5
計	111	100	14	100	26	100

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ③新規就農研修事業(研修先農家確保の困難化が背景にある)

- 露地野菜49法人(52.1%)、施設野菜48法人(51.1%)が多い
- 集落営農型でも14法人が実施(露地野菜7、稲作7、施設野菜5、普通畑作・花きがそれぞれ2)
- 露地野菜が他の分野と比べて多い理由  
→ 研修終了後に独立就農する際の初期投資額が比較的少なく、就農が相対的に容易  
野菜を有力な品揃え商品とする直売所への新規就農者の出荷の可能性拡大に貢献
- 稲作でも28法人で実施+酪農が7法人

受入人数：92法人で992人

- 独立就農した実績：全体では55法人で434人が就農、独立就農だけではなく、農業法人に就業26法人で60人

- JA出資型法人における新規就農研修事業は地域農業を担っていく農業者創出において極めて大きな役割を果たしている

新規就農研修事業の研修分野(全体)

研修分野	法人数	割合(%)
露地野菜	49	52.1
施設野菜	48	51.1
稲作	28	29.8
普通畑作	17	18.1
果樹	11	11.7
酪農	7	7.4
花き	5	5.3
肉用牛	2	2.1
採卵鶏	1	1.1
養豚	0	0.0
その他	4	4.3
回答法人数	94	100

新規就農研修事業の実績人数別法人数の分布(全体)

研修事業の実績人数	研修受入		独立就農実績		農業法人就業実績	
	法人数	人数	法人数	人数	法人数	人数
30人以上	10	620	5	251	0	0
10~29人	9	122	3	50	0	0
5~9人	22	134	9	55	2	11
3~4人	21	72	12	44	7	24
1~2人	30	44	26	34	17	25
合計	92	992	55	434	26	60

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ④大面積農地の引き受け

引受面積	法人数				割合 (%)			
	主導型	参画型	集落営農型	計	主導型	参画型	集落営農型	合計
30ha以上	5	1	0	6	15.6	4.5	0.0	9.5
10~30ha	9	2	2	13	28.1	9.1	22.2	20.6
5~10ha	7	5	3	15	21.9	22.7	33.3	23.8
5ha未満	11	14	4	29	34.4	63.6	44.4	46.0
計	32	22	9	63	100	100	100	100

#### ・63法人の引き受け面積規模

30ha~6法人、10~30ha13法人、5~10ha15法人、1~5ha29法人、  
**参画型や集落営農型に比べて主導型の方が引受面積が大きい**

・主導型の5法人には、北海道の酪農法人が3つ含まれていることを勘案  
 してもかなりの面積をJA出資型法人が引き受けている

・2005年以降の調査結果からみると、  
 50ha以上14件、30~50ha6件、10~30ha以上30件、引受面積が大規模

・2015年からは件数が20件以上に増加、面積も300ha以上  
 → 担い手不足問題が深刻化の一途をたどっている

・205件2,367.6ha、かなりの面積をJA出資型法人が引き受けて、耕作放棄  
 化の防止に大きな役割を果たしている(平均11.5ha)

これまでJA出資型法人が一挙に引き受けた年別総件数と面積(全体)

年	件	面積(ha)
2005	4	124.1
2006	8	52.5
2007	8	121.0
2008	20	82.5
2009	7	66.0
2010	4	21.0
2011	7	19.6
2012	9	19.5
2013	6	62.2
2014	8	196.1
2015	24	324.3
2016	20	345.0
2017	18	322.4
2018	29	321.6
2019	29	249.7
不明	4	40.1
計	205	2,367.6



## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 2. 事業分野と実績

#### ⑤耕作放棄地復旧実績

耕作放棄地復旧の実績(全体)								
復旧面積規模	水田		畑		樹園地		合計	
	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)	法人数	割合 (%)
20ha以上	4	4.8	1	1.9	0	0.0	5	4.1
10～19ha	4	4.8	4	7.7	0	0.0	10	8.1
5～9ha	9	10.8	7	13.5	0	0.0	13	10.6
3～4ha	10	12.0	4	7.7	0	0.0	12	9.8
1～2ha	22	26.5	18	34.6	3	33.3	35	28.5
1ha未満	34	41.0	18	34.6	6	66.7	48	39.0
計	83	100	52	100	9	100	123	100
復旧総面積 (ha)	317.8		188.0		7.8		513.5	

- 1990年代は農地の耕作放棄化防止への対応が出資型法人に期待された最大の課題**  
**耕作放棄化防止対策としての農地借り入れと、新設経営としての出資型法人の経営安定化の要請とは明らかに矛盾**  
**→最初から耕作放棄地復旧に取り組んで経営を立ち上げた出資型法人は必ずしも多くなかった**
- 耕作放棄地復旧の実績がある 130法人 (23.9%) のうち、具体的な復旧実績が判明したのは123法人、これらの合計面積は513.5ha**
- 地目別の復旧面積：水田83法人 (317.8ha)、畑52法人 (188.0ha)、樹園地9法人 (7.8ha)**  
**水田が圧倒的に多い**
- 復旧した面積の規模別：20ha以上5法人、10～19ha10法人、5～9ha13法人**  
**3～4ha12法人、1～2ha35法人、1ha未満48法人**  
**復旧面積が決して少なくない**

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ①周年就業確保対策

対策	法人数			割合 (%)		
	主導型	参画型	計	主導型	参画型	計
自己の農業機械・施設の修理・改築など	65	34	99	45.1	66.7	50.8
露地野菜の作付	57	10	67	39.6	19.6	34.4
JAから受託する農業関連サービス事業実施	46	5	51	31.9	9.8	26.2
施設園芸の導入	34	8	42	23.6	15.7	21.5
農産加工	14	9	23	9.7	17.6	11.8
その他の農業関連サービス事業実施	18	5	23	12.5	9.8	11.8
関連事業体への人員派遣・研修	17	5	22	11.8	9.8	11.3
その他の非農業関連サービス事業実施	6	9	15	4.2	17.6	7.7
JAから受託する非農業関連サービス事業実施	9	1	10	6.3	2.0	5.1
施設花きの導入	3	1	4	2.1	2.0	2.1
回答法人数	144	51	195	100	100	100

- ・耕種部門の法人経営が抱える最も古典的な課題の一つ、従事者の周年就業確保
- ・会社型・集落営農型とも最も多く取り組んでいる対策「自己の農業機械・施設の修理・改築など」  
それぞれ99法人(50.8%)、98法人(60.9%)、両者で197法人(55.3%)
- ・コストダウン(修理費の節約)が、他方では技術向上が図られるという点で極めて重要な領域  
大規模農業経営にとっては、機械の稼働期間中の故障への対応としての緊急修理も含めて必須の要請
- ・2番目に多いのは、会社型法人、集落営農型法人とも「露地野菜の作付」で、それぞれ67 法人(34.4%)、  
98法人(37.3%)、次いで農業関連サービス事業の受託、施設園芸と続く

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ①周年就業確保対策

#### ○グリーンパワーなのはなの挑戦

=周年就業から周年雇用への発想の転換

#### 1)GPNの概要

あらゆることに取り組んできたGPN

=積雪寒冷地帯という立地条件

「米と心中する」という覚悟(ネット直販重視)

#### 2)社員の2類型は相手の希望に応じたもの

- ・あらゆる努力を傾注しても12月～2月に正社員並みの勤務=就業を確保することが困難だった
- ・定年退職者を含む50代以上の就業希望者(年金受給者でもある)の存在という現実

#### 3)ポイント

- 周年雇用だが、周年就業ではない  
(12～2月=特別休暇)
- 社会保険(とくに健康保険)の通年継続
- 日給月給制だが、周年的に支払い、賞与も設け
- 正社員への登用を契約に明記化(実績あり)

#### グリーンパワーなのはなの概要(2020年7月28日現在)

所在地	富山市(富山平野常願寺川最下流部デルタ地帯)
JA名	JAなのはな(市内15JAの一つ)
設立年月	1996年7月22日
資本金	500万円(増資の必要がないくらい自己資金で回る)
農地	管内6,000haの農地は平均7aで、1割を借地 2018年4月から国営圃場整備事業→平均90aに拡大
借地面積	414.9ha(3,124筆;82集落713戸から平均13a)
作付	水稻247.5ha;大豆14.5ha;再委託103ha;土地改良40ha
社員	正社員19名+契約社員20名(異動が激しい)

#### 社員の2類型

#### グリーンパワーなのはなの社員の勤務状況(2020.7.28現在)

社員	勤務形態	人数	平均年齢	勤続年数
正社員	通年勤務	19	40.3歳	7.6年
契約社員	3～11月勤務	20	70.4歳	10.9年

(注)勤続年数は2020.11.30現在で試算したため、実際とはやや異なる可能性がある。

#### 周年雇用に対応した社員の雇用体系の転換(2015年)

契約方式	臨時社員	契約社員
雇用期間	期間雇用(3～11月)	1年契約で原則継続
給与方式	日給月給	年俸制で月給払い
	標準報酬月額19万円	1/13を月給+12月賞与 標準報酬月額18.5万円
社会保険	12～2月社会保険なし	社会保険は通年継続
休暇制度	12～2月は雇止め	12～2月は特別休暇
社員登用	制度あり	契約に明記

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題 ②抱える問題

法人が抱える問題点(主導型・参画型)

問題点	法人数			割合(%)		
	主導型	参画型	計	主導型	参画型	計
ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い	107	32	139	62.2	46.4	57.7
職員の高齢化や職員の不足	99	27	126	57.6	39.1	52.3
冬期の仕事が不足するため、所得確保が困難	51	23	74	29.7	33.3	30.7
農地借入・作業受託は増加しているが、法人側受入体制が不十分	61	12	73	35.5	17.4	30.3
耕作放棄地への対応が困難	44	9	53	25.6	13.0	22.0
赤字経営の継続	33	13	46	19.2	18.8	19.1
役員の高齢化による役員後継者の不足	22	19	41	12.8	27.5	17.0
法人内に経営能力を持つ責任者の不在	31	8	39	18.0	11.6	16.2
十分な栽培・飼養技術が備わっていない	29	9	38	16.9	13.0	15.8
地域の他の担い手と競合関係にある	17	7	24	9.9	10.1	10.0
回答法人数	172	69	241	100	100	100

- ・大規模経営の場合：借入面積の増加によって、ある程度面的集積が可能（大数の法則の発現）、一挙にまとまった優良農地を引き受ける事例の増加、高齢化の進行や担い手不足により、必ずしも条件が悪い農地だけではなく、比較的に条件が良い農地の引き受けも増加  
 → 農地管理費の徴収、農地条件に応じた格差的な地代設定などの対策、土地改良などの基本的な対策についても検討することが必要
- ・「職員の高齢化や職員の不足」：法人形態とは関係なく出資型法人全体において大きな課題  
 → 新規就農研修事業を通じて、地域の新たな担い手育成に貢献、  
 出資型法人自体の規模拡大にスムーズに対応できるようにするためにも、法人内の後継者育成に早い段階から取り組む必要

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ③経営収支赤字問題

○経営収支赤字法人割合がなかなか20%を切らない

○水田農業経営の場合、設立から4～5年経たないと、当初の**資本装備(ファームサイズ)**に**事業規模(ビジネスサイズ)**が追いつかず、黒字化できない

○新設経営が多いと単年度の赤字法人割合は必ずしも低下しない

○赤字法人割合  
26.9%→31.3%→30.7%→22.5%  
→18.8%

設立年別・経営収支別法人数の推移(主導型法人)

設立年	経営収支	設立初年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
～1999年	黒字	2	15	14	14	14	16
	赤字	10	4	5	5	5	3
	計	12	19	19	19	19	19
2000～2004年	黒字	12	20	21	18	19	20
	赤字	10	3	2	5	4	3
	計	22	23	23	23	23	23
2005年	黒字		3	5	7	9	9
	赤字		7	5	3	1	1
	計		10	10	10	10	10
2006年	黒字			4	9	11	11
	赤字			8	3	1	1
	計			12	12	12	12
2007年	黒字				4	7	9
	赤字				7	4	2
	計				11	11	11
2008年	黒字					2	3
	赤字					3	2
	計					5	5
2009年	黒字						1
	赤字						4
	計						5
計	黒字	14	38	44	52	62	69
	赤字	20	14	20	23	18	16
	計	34	52	64	75	80	85
赤字の割合 (%)		58.8	26.9	31.3	30.7	22.5	18.8

(注) 1. 2004年以前に設立された法人は2005～09年度の経営収支が全て分かるものを集計し、設立年度と2005～09年度の経営収支状態別の法人数を示した。設立年度はバラバラであり、一部の法人は収支が不明なため、法人数が少なくなっている。

2. 2005年度以降に設立された法人は設立後の毎年度の経営収支が全て分かるものを集計し、収支状態別の法人数を示した。

(出所) JA全中「多様な課題に挑戦するJA出資型農業法人の到達点と経営収支問題—第4回「JA出資型農業法人」に関する全国調査報告、2011年6月、60ページによる。

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ③経営収支赤字問題

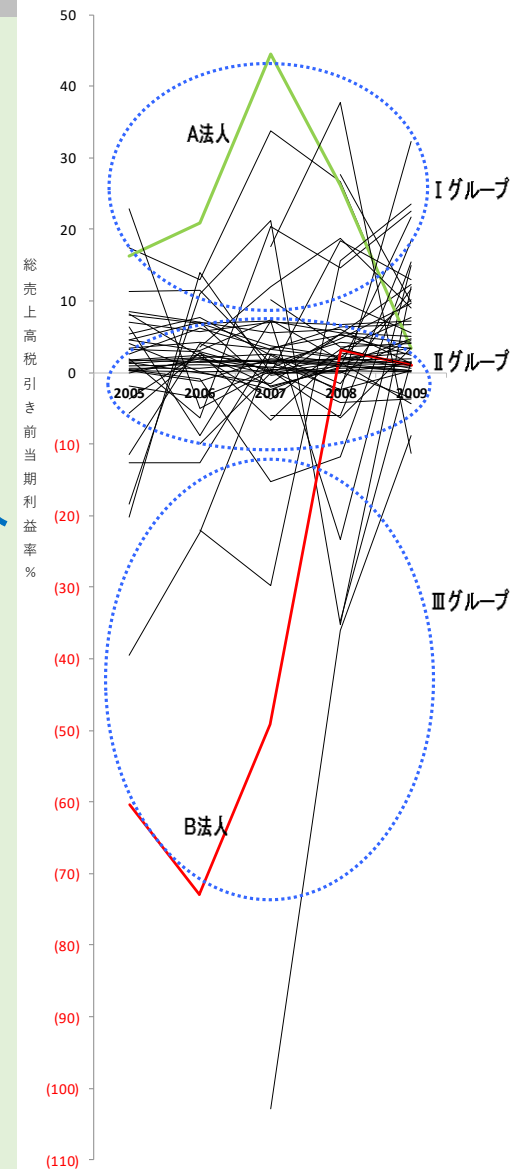
#### ○総売上高税引き前当期利益率の3グループ(2005～09年度)

**最多のグループⅡ** : 利益率0～8%に集中して、安定的に推移

**グループⅠ** : 10～40%の高利益率水準が続いた後に一挙に赤字化し、再度黒字化する  
= **機械・施設・設備更新期に該当する法人**

**グループⅢ** : 赤字から毎年収支が改善して4～5年後に黒字化を達成する法人  
= **新設法人**

**前のスライドが示したのはこうした法人が合計された数字**



税引き前当期利益率の推移  
(54法人の2005～09年度データ)  
(出所) 前表と同じ報告書の73ページによる。

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ③経営収支赤字問題

○2016～18年度の主要事業部門別会社型法人の総売上高経常利益率の比較

1)利益率の序列 耕種農産物生産10.9% > 耕種農産物加工8.5% > 農作業受託5.6% > その他5.5%

2) 耕種農産物生産の20.5%は3年平均で赤字となっている  
赤字割合は他の部門より高い

3) 耕種農産物生産法人の3年連続黒字  
割合は61.5%と最も低い  
赤字2～3年割合も最も高い

なぜか？

2011年以前設立の主たる事業別会社型法人の平均経常利益率(2016～18年度)

主たる事業部門	耕種農産物生産	農作業受託	耕種農産物加工	その他	計
法人数	100 <b>78</b>	100 <b>22</b>	100 <b>3</b>	100 <b>13</b>	100 <b>116</b>
経常利益率3年平均 %	<b>10.9</b>	<b>5.6</b>	<b>8.5</b>	<b>5.5</b>	<b>9.2</b>
同上の黒字法人数	<b>62</b>	<b>19</b>	<b>3</b>	<b>11</b>	<b>95</b>
割合	79.5	86.4	100	84.6	81.9
同上の赤字法人数	<b>16</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>21</b>
割合	20.5	13.6	0	15.4	18.1
同上3年連続黒字法人数	<b>48</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>9</b>	<b>74</b>
割合	61.5	63.6	100	69.2	63.8
同上2年黒字法人数	<b>18</b>	<b>7</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>27</b>
割合	23.1	31.8	0	15.4	23.3
同上1年黒字法人数	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>12</b>
割合	12.8	0	0	15.4	10.3
同上3年連続赤字法人数	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>
割合	2.6	4.5	0	0	2.6

(注)1. 売上高のうち最も多い部門が耕種農産物・農作業受託・耕種農産物加工・その他（直売所・卸売・その他の多様なサービス）の法人を取り上げた。実際の法人は多様な事業部門を有しており、赤字の原因が主たる事業部門に基づいているとは限らないことに注意を払う必要がある。

2. 経常利益率は2016～18年度の平均の平均を取っている。

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ③経営収支赤字問題

#### 78耕種農産物生産法人の 3年平均経常利益率

- 1) 水田作法人が41法人で
  - ・全体の52.6%を占める
  - ・最も高い利益率17.6%
  - ・87.8%の高い法人数割合
  - ・3年連続黒字法人数割合も75.6%で高い

- 2) 茶や育苗は黒字法人が関係しており、中位の利益率8.4～8.6%

- 3) 果樹作は設立後の年数が浅い法人が多い
  - ・利益率は-10.9%と唯一の赤字部門を構成

- 4) 野菜作は気象条件の影響を受けて数年に一度の赤字が繰り返されることが一般的
  - ・1～2年の赤字を経験する法人割合が60%に達する反面、3年平均の利益率は3.1%と低水準だが黒字

主たる事業部門別耕種農業法人の平均経常利益率(2016～18年度)

主たる事業部門	水田作(米・麦・大豆等)	野菜作	果樹作	茶	育苗・その他	計
法人数	100 <b>41</b>	100 <b>20</b>	100 <b>4</b>	100 <b>3</b>	100 <b>10</b>	100 <b>78</b>
経常利益率3年平均 %	<b>17.6</b>	<b>3.1</b>	<b>-10.9</b>	<b>8.4</b>	<b>8.6</b>	<b>10.9</b>
同上の黒字法人数 割合	<b>36</b> 87.8	<b>13</b> 65.0	<b>2</b> 50.0	<b>3</b> 100	<b>8</b> 80.0	<b>62</b> 79.5
同上の赤字法人数 割合	<b>5</b> 12.2	<b>7</b> 35.0	<b>2</b> 50.0	<b>0</b> 0	<b>2</b> 20.0	<b>16</b> 20.5
同上3年連続黒字法人数 割合	<b>31</b> 75.6	<b>8</b> 40.0	<b>1</b> 25.0	<b>3</b> 100	<b>8</b> 80.0	<b>48</b> 61.5
同上2年黒字法人数 割合	<b>6</b> 14.6	<b>6</b> 30.0	<b>1</b> 25.0	<b>0</b> 0	<b>2</b> 20.0	<b>18</b> 23.1
同上1年黒字法人数 割合	<b>3</b> 7.3	<b>6</b> 30.0	<b>1</b> 25.0	<b>0</b> 0	<b>0</b> 0	<b>10</b> 12.8
同上3年連続赤字法人数 割合	<b>1</b> 2.4	<b>0</b> 0	<b>1</b> 25.0	<b>0</b> 0	<b>0</b> 0	<b>2</b> 2.6

(注) 前表の耕種農産物生産を主たる事業部門とする法人の耕種の事業部門別に利益率をみたもの。



## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 3. JA出資型法人が抱える問題

#### ④今後の対応

今後の計画・取り組みたい事業(主導型・参画型)						
今後の計画・取り組みたい事業	法人数			割合 (%)		
	主導型	参画型	計	主導型	参画型	計
職員の増員	77	28	105	53.1	43.8	50.2
一層の規模拡大	69	22	91	47.6	34.4	43.5
販売先の多角化	31	18	49	21.4	28.1	23.4
借入農地の大きさや条件による段階的賃借料の導入	23	6	29	15.9	9.4	13.9
施設園芸の導入	17	7	24	11.7	10.9	11.5
新規就農研修事業開始	11	9	20	7.6	14.1	9.6
農産物加工の導入	7	12	19	4.8	18.8	9.1
露地野菜の導入	4	5	9	2.8	7.8	4.3
農産物直売所の開始	1	2	3	0.7	3.1	1.4
回答法人数	145	64	209	100	100	100

- 会社型では最も高い割合を示しているのは「職員の増員」で105法人 (50.2%)  
→ 会社型が抱える課題のうちで2番目に多かったのが「職員の高齢や職員の不足」であったことに対応
- 「職員の増員」は集落営農型 (表出せず) においては3番目に高く44法人 (20.4%)  
→ 集落営農型法人の場合も「職員の高齢化や職員の不足」が抱える課題のうちで2番目に高いことに対応

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 4. JA直営型経営(補論)

#### ①事業開始JAの推移と分布

- 2011年以降は直営型の実施に多くのJAが取り組んでいるとはいえない状況
- 東日本17JA、西日本41JA、と西日本が東日本の約2.5倍
- 2020年4月1日現在のJA数(584)との比較  
⇒東日本は398JA中の4.3%、西日本は186JA中の22.0%、西日本の方がJA直営型により積極的に取り組んでいる
- 大局的には出資型法人においても西日本の方がより積極的に取り組んでいる~西日本で先行する担い手問題の深刻化に対応したものと理解できる

直営型経営の推移

事業開始年	JA数	割合(%)
2010	19	32.8
2011	4	6.9
2012	5	8.6
2013	4	6.9
2014	4	6.9
2015	6	10.3
2016	4	6.9
2017	4	6.9
2018	6	10.3
2019	1	1.7
計	58	100

(注) 1経営については、事業開始年が不明であるため、各年には記載されず、統計にのみ記載されている。

直営型経営の地域分布

県名	JA数	県名	JA数
北海道	2	滋賀	3
青森	0	京都	0
岩手	0	大阪	0
宮城	1	兵庫	4
秋田	1	奈良県	0
山形	2	和歌山	3
福島	0	鳥取	0
茨城	0	島根	1
栃木	0	岡山	2
群馬	1	広島	3
埼玉	0	山口	0
千葉	0	徳島	3
東京都	0	香川県	1
神奈川	2	愛媛	6
新潟	0	高知	1
富山	0	福岡	4
石川	0	佐賀県	0
福井	1	長崎	1
山梨	1	熊本	0
長野	0	大分	0
岐阜	0	宮崎	5
静岡	4	鹿児島	3
愛知	1	沖縄	1
三重	1	計	58

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 4. JA直営型経営(補論)

#### ②事業分野(複数回答)と経営面積規模別経営数

- 「施設野菜」20JA (45.5%) で最も多い、その次が「露地野菜」の19JA (43.2%)  
全体的に野菜作が多い、これが出資型法人と異なる点  
→ 出資型は水田農業を中心としながら露地野菜・施設野菜などに広がっているが、直営型は水田作よりは野菜作を中心としながら展開している点特徴的
- 「肉用牛」11JA (25.0%) : 「地域農業の生産規模維持(産地としての生き残り策)」
- 「水稲作(食用米)」8JA、「水稲作業受託」6JA  
水稲作を行っている8JAの作付面積は合計35.7ha、平均4.5ha、小規模
- 数こそ少ないが、茶園・果樹作・花きなど広い分野にまたがっている点も注目される
- 直営型は法認されてから最長でも10年の歴史しかない
- 水田作よりは露地・施設野菜作を中心としながら展開している
- 水田：小面積ながらも両極に分かれている
- 畑：10ha以上2JA (1JAは宮崎県で飼料用作物用地のみで23.0ha、他の1JAは徳島県で普通作物が8.0ha、飼料用作物が9.0ha)
- 樹園地：10ha以上に1JA、5~7haに2JA、3~5haに1JA、いずれも静岡で茶を栽培
- 施設野菜：18JAについてみると、いずれも1ha未満、うち、施設園芸のみは7JA

事業分野(複数回答)		
事業分野	JA数	割合(%)
施設野菜	20	45.5
露地野菜	19	43.2
肉用牛	11	25.0
水稲作(食用米)	8	18.2
水稲作業受託	6	13.6
茶園	6	13.6
果樹作	5	11.4
水田転作経営(麦・大豆・飼料用米等)	3	6.8
普通畑作	3	6.8
農産物直売所運営	3	6.8
水田転作作業受託	2	4.5
普通畑作業受託	2	4.5
農産物加工	2	4.5
花き	1	2.3
豚(繁殖・肥育)	1	2.3
ブロイラー	1	2.3
畜産物加工	1	2.3
回答JA数	44	100

経営面積規模別JA数

経営面積	水田		畑		樹園地		施設園芸(野菜・花き)		経営面積合計	
	JA数	割合(%)	JA数	割合(%)	JA数	割合(%)	JA数	割合(%)	JA数	割合(%)
10ha以上	4	30.8	2	9.5	1	11.1	0	0	7	20.0
7~10ha	1	7.7	1	4.8	0	0.0	0	0	3	8.6
5~7ha	1	7.7	1	4.8	2	22.2	0	0	5	14.3
3~5ha	0	0.0	1	4.8	1	11.1	0	0	3	8.6
1~3ha	5	38.5	10	47.6	2	22.2	0	0	5	14.3
1ha未満	2	15.4	6	28.6	3	33.3	18	100	12	34.3
計	13	100	21	100	9	100	18	100	35	100
合計面積(ha)	91.3		76.5		40.2		4.0		242.8	

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 4. JA直営型経営(補論)

#### ③新規就農研修事業

- 新規就農研修は施設野菜・露地野菜が多い点は出資型と類似
- 果樹が多いのが特徴的
- 平均12.5人程度の受け入れ、独立就農実績8.5人は出資型法人と大差ない
- 農業法人就業実績が少なく、独立就農型に特化している

研修分野	JA数	割合 (%)
施設野菜	14	66.7
露地野菜	9	42.9
果樹	5	23.8
普通畑作	3	14.3
花き	2	9.5
稲作	1	4.8
酪農	0	0.0
肉用牛	0	0.0
養豚	0	0.0
採卵鶏	0	0.0
その他	0	0.0
回答JA数	21	100

研修事業の実績人数	研修受入		独立就農実績		農業法人就業実績	
	JA数	人数	JA数	人数	JA数	人数
30人以上	2	110	1	42	0	0
10～29人	5	88	3	47	0	0
5～9人	3	21	3	24	0	0
3～4人	3	11	2	7	0	0
1～2人	6	8	6	7	2	2
計	19	238	15	127	2	2

## Ⅱ. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 4. JA直営型経営(補論)

#### ④抱える問題点

直営型経営が抱える問題点 (複数回答)		
問題点	JA数	割合 (%)
職員の高齢化や職員の不足	18	47.4
ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い	16	42.1
赤字経営の継続	14	36.8
十分な栽培・飼養技術が備わっていない	10	26.3
冬期の仕事が不足するため、所得確保が困難	6	15.8
耕作放棄地への対応が困難	6	15.8
農地借入・作業受託は増加しているが、法人側受入体制が不十分	5	13.2
役員の高齢化による役員後継者の不足	2	5.3
地域の他の担い手と競合関係にある	2	5.3
法人内に経営能力を持つ責任者の不在	2	5.3
回答JA数	38	100

- 「職員の高齢化や職員の不足」18JA (47.4%) で最も高く、  
「ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い」16JA (42.1%)  
「赤字経営の継続」14JA (36.8%)

→ 出資型アンケート分析でも明らかになったように、職員の高齢化や不足は直営型においても直面する最大の問題

- 「ほ場分散が激しいことや条件不利地が多いため、効率が悪い」という問題によって、「赤字採算」が発生することも十分考えられる

→ 農地の引き受けの基準や農地管理費の徴収など、JA出資型法人に比べて、採用することが困難な方針を決めることが難しい事情もあるが、経営改善のための対策が必要

## II. JA出資型農業法人の今日的到達点

### 5. JA出資型法人の発展方向

JA出資型法人展開の諸局面を代表する経営

法人名称	①グリーンパ ワー長浜	②グリーンパ ワーなのはな	③信州うえだ ファーム	④ジェイエイファ ームみやぎ中央	⑤酪農王国	⑥とびあ ふあー夢	⑦JAファーム いずみの	⑧JA東西しらかわ グリンファーム
出資JA名	レーク伊吹	なのはな	信州うえだ	宮崎中央	浜中町	とびあ浜松	いずみの	東西しらかわ
主要経営部門	水田作	水田作	野菜・耕種	施設野菜	酪農	露地野菜	施設野菜	肉用牛繁殖
特徴	水田作新規就農 研修第1号	大規模水田農 業・再委託	耕種部門総合+ 放棄地再生	施設園芸+新規 就農研修	大規模法人創設 型研修事業	放棄地解消によ る担い手育成	新規就農研修と 直売所支援	和牛繁殖農家出 資とモデル農場
設立年月	1995.6	1996.7	2003.3	2006.2	2009.9	2010.7	2013.8	2015.4
出資金額(JA%)万円	6,000(49.5)	500(97.0)	3,600(99.4)	10,990(99.6)	5,000(50.0)	7,000(71.3)	3,000(99.3)	4,000(12.6)
常勤の役員数	6	41	56	70	16	4	8	6
新規就農研修(受入/就農)	○(10/23)	-	○(52/33)	○(125/99)	○(2/2)	○(2/1)	○(5/0)	-
借入(経営)面積 ha	68.1	401(255)	57.8(57.8)	0(21.78)	525	12.5(12.0)	0.8(0.7)	-
耕作放棄地解消実績ha	-	-	10.3	4.5	-	8	-	-
作付面積 ha	74.1	252.2	57.8	15.25	480	11.5	0.9	-
飼養頭数	0	0	0	0	乳用牛987	0	0	繁殖雌牛106
売上高 万円	4,480	28,172	18,902	119,686	23,480	7,559	5,034	6,063

(出所) 2019年調査のアンケート調査票などによる。

第1局面＝水稲作における農作業受託から農業経営への移行 ①、② ⇒「地域農業の最後の担い手」の位置づけ

第2局面＝水田農業経営から農業内のあらゆる部門への進出 ③、④、⑤、⑥

第3局面＝本来の農業経営から耕作放棄地復旧・再生、新規就農研修等の地域農業資源(土地と人)の再生・創出  
という新たな課題への挑戦 ①、③、④、⑤ ⇒「地域農業の最後の守り手」の位置づけ

第4局面＝小規模家族経営の経営代替・継承から大規模家族経営の経営代替・継承への対応へ⑤  
⇒「地域農業の最後の攻め手」の位置づけ

第5局面＝自治体から地域に存在する多様な農業関連企業や農家へ出資者の枠を広げた法人への移行

第6局面＝地域農業が直面する課題への総合的な対応へ  
○「地域農業発展の総合的拠点」としてのJAによる農業経営

### Ⅲ. JA出資型法人に対するJAの課題

#### 1. 人・農地プランにおけるJA出資型法人の位置

人・農地プラン＝市町村が策定する地域計画

→複数集落・小学校区単位での目標地図

→農地1筆ごとに将来の利用者を特定する

重要な変更＝認定農業者だけでなく、中小規模の経営や半農半Xを含む  
多様な担い手が対象となる

農地の集積だけでなく、集約化＝団地化が重要な課題

- 担い手の間で農地の交換分合などに対応する場合、  
JA出資型農業法人等が積極的に関与して、調整作業を当てること  
が重要
- かつてグリーンパワー長浜がJAの農用地利用集積円滑化事業に  
おいて農地の交換分合に積極的に関与したことから、地域に大規  
模な担い手が育成された経験を学ぶべき
- JAは出資型法人に任せっきりにするのではなく、出資型法人と一  
緒に積極的な役割を担うべき

### Ⅲ. JA出資型法人に対するJAの課題

#### 2. JAグループにおけるJA出資型法人の位置づけ

##### 第29回JA全国大会決議

##### (1)多様な農業者による地域農業の振興

##### ②中小・家族経営を含めた多様な農業者のそれぞれのニーズに応じた伴走支援

ア. JA出資型農業法人・JA直営型農業経営等を通じた担い手の育成・支援、地域の農地の維持・利用増進

○農作業受託等による労働力の供給や圃場の利用調整を進めるため、「担い手の育成・支援」や「地域の農地の維持・利用増進」を行う手段としてJA出資型農業法人・JA直営型農業経営にさらに取り組む

○新規就農者の研修や雇用した従業員の育成と独立支援を通じて、新たな担い手の創出への取り組みを強化する。JAは管内の篤農家等との連携による研修体制を整備し、新規就農希望者の受け入れ等の取り組みを強化する。

○農地・作業の引き受けについては地域との話し合いを前提とし、「人・農地プラン」による面的まとまりや圃場条件にあった貸借・受託契約をさらにすすめること等を通じて、取り組み拡大と収支改善に取り組めます。

⇒耕作放棄地対応(復旧)・耕畜連携を通じた循環的な地域農業の構築・地域農業の課題に総合的に応えるための積極的な黒字化達成・地域農業におけるモデル経営の実現といった追加的な課題を提起すべきだろう。JAはそのための支援を行うべき。



## 文献・資料

小池恒男編著『グローバル資本主義と農業・農政の未来像』昭和堂、2019年

JA全中「地域農業発展の総合的拠点としてのJAによる農業経営—JAによる農業経営の第7回全国アンケート調査・個別事例調査報告」2021年3月

JA全中「JA出資型農業法人における経営収支問題と新規就農研修事業への取り組み—令和3年度「JA出資型農業法人に関する調査研究報告書」—」2022年3月

谷口信和・李侖美『JA(農協)出資型農業生産法人 担い手問題への新たな挑戦』農山漁村文化協会、2006年

ご清聴ありがとうございました。